

## 国民の命と健康を支える医療機関への支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の新規患者数は、「緊急事態宣言」が出された4月から5月の状況をはるかに超えている。

新型コロナウイルス感染症の治療を担う医療機関では、人的、物的、財政的に大きな負担を強いられ、全国的に多くの医療機関の経営が圧迫されている。

また、一般病院や医科・歯科診療所においても、院内感染の防止に向けた対策の強化を行いながら日常診療に取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染を危惧した患者の受診控えや患者の受入れ制限に伴い医業収入が大幅に減収となり、医療機関の経営に深刻な影響が出ている。

さらに、感染症の再拡大によって、感染防止に必要な不可欠なマスクや手袋、消毒液をはじめとした感染防護具・衛生材料等の価格高騰や品不足により必要経費が増大しており、このままの状況が続けば医療・診療体制を維持することは困難であり、医療崩壊が強く危惧される。

新型コロナウイルス感染症の治療を行う医療機関はもちろんのこと、一般病院や医科・歯科診療所の継続は、患者・国民の命と健康を守るために大変重要である。

よって、国及び県においては、下記の事項について早急に対策を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の入院治療を担う病院に対し、安定した経営が維持できるよう、また、職員の給与・賞与が十分に支払えるよう、必要な財政支援を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、地域医療に支障が生じることのないよう、財政支援を緊急に行うとともに、あらゆる手立てを講じて医療機関を支援すること。
- 3 感染防護具・衛生材料等の確保及び経費を援助すること。
- 4 受診抑制は医療機関の経営のみならず国民の健康にも重大な影響を及ぼすため、国及び県によるテレビ、新聞、ネットなども活用した受診、予防接種、健診を呼びかける広報活動を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和2年9月29日

宇都宮市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
経済再生担当大臣  
新型コロナウイルス感染症対策担当大臣  
栃木県知事  
衆・参両院議長

あて